

デイサービスセンター土湯宝生園指定通所介護事業所重要事項説明書

〈令和 6年 11月 1日現在〉

1. 事業の目的及び運営方針

社会福祉法人多宝会（以下「事業者」という。）が開設するデイサービス土湯宝生園指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）は、介護保険法令に従い、事業所の職員が要介護状態と認定された利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 多宝会
主たる事務所の所在地	〒960-8035 福島市本町4-23
代表者	理事長 加藤貴之
設立年月日	平成9年7月23日
電話番号	024-522-6611

3. ご利用事業所の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

名称	デイサービスセンター土湯宝生園指定通所介護事業所
所在地	福島県福島市土湯温泉町字坂ノ上23番地
介護保険指定番号	通所介護 0770100444
サービス提供対象地域	福島市
電話番号	024-594-5901

（2）同センターの職員体制

職種	職務内容	計
管理 者	業務の一元的な管理	1名
生活相談員	利用契約、生活相談、通所介護計画作成など	1名
看 護 師	健康管理及び心身状態の把握	1名以上
介 護 員	個々の状態に応じた介護、自立支援	3名以上
機能訓練指導員	個々の状態に応じた機能訓練指導	1名

（3）同センターの設備の概要

定 員	25名	介護教室兼相	1室33m ²
食堂兼日常動作訓	1室191.07m ²	談話室兼静養	13.68m ²
浴 室	一般浴槽	送迎車	3台

（4）営業日及び営業時間

【営業日】 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・祝祭日

【営業時間】 8:00～17:00

【サービス提供時間】 9:30～15:30

※緊急連絡電話 024-594-5901

※休業日：土曜日、日曜日、8月13日～8月15日（お盆）、12月30日～1月3日まで

4. 提供するサービスの内容

指定通所介護事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていたり、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 料金

①基本報酬部分

要介護度	介護報酬額 (1日あたり)	ご利用者負担額		
		1割	2割	3割
要介護 1	5,840円	584円	1,168円	1,752円
要介護 2	6,890円	689円	1,378円	2,067円
要介護 3	7,960円	796円	1,592円	2,388円
要介護 4	9,010円	901円	1,802円	2,703円
要介護 5	10,080円	1,008円	2,016円	3,024円

②加算部分

加算名称	介護報酬額	ご利用者負担額	算定回数等
入浴介助加算 I	400円	1割 40円	入浴介助を実施した日数
		2割 80円	
		3割 120円	
科学的介護推進体制加算	400円	1割 40円	1月につき
		2割 80円	
		3割 120円	
同一建物減算	-940円	1割 -94円	1日につき
		2割 -188円	
		3割 -282円	
送迎減算	-470円	1割 -47円	片道につき
		2割 -94円	
		3割 -141円	
サービス提供体制加算 II	180円	1割 18円	1回につき
		2割 36円	
		3割 54円	
介護職員等 処遇改善加算 I	所定単位数の9.2%を加算		1月につき

③実費負担分

食費	1食あたり 700円（おやつ代含む）
----	--------------------

おむつ代	リハビリパンツ代	パット代
120円	100円	30円

その他	上記の他、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用
-----	--

6. 支払方法

お支払い方法は、原則、口座自動引き落としとさせていただきます。

口座引き落としは17日又は、27日、休日の場合、翌営業日に引き落としとさせていただきます。領収書は翌月に発行いたします。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

8. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 虐待防止のための措置に関する事項

虐待の防止のための担当者の配置や指針を整備するとともに、研修等を通して従業者の人権意識や知識の向上に努め利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10. 苦情相談窓口

①当事業所の苦情担当

苦情受付担当者	生活相談員 宮戸奈緒美	024-594-5900
苦情解決責任者	施設長 斎藤 圭太	

②苦情解決第三者委員会における苦情の受付

小熊敬子（人権擁護委員）	福島市上鳥渡字八貫地21-1	024-593-2248
阿部国敏（多宝会評議員）	福島市土湯温泉町字下ノ町25	090-4631-3088
佐藤千秋（多宝会評議員）	福島市土湯温泉町字上ノ町18-101	090-7526-7199
渡邊あゆ美（多宝会評議員）	福島市松川町天皇原3	090-1802-5148

③行政機関その他苦情受付期間

福島市介護保険課	024-525-6587
福島県国民健康保険団体連合会	024-528-0040
福島県運営適正化委員会	024-523-2943

12. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	② なし		

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の居宅介護支援事業所又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所 所在地 福島市土湯温泉町字坂ノ上23番地
名 称 デイサービスセンター土湯宝生園

説明者 印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意いたします。

利用者 氏名 印

(署名・法定) (代理人) 氏名 印

11. 非常災害対策

・防災時の対応 サービスの提供中に天災その他の災害が生じた場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び関係機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

・防災設備 消防一級設備 ・防災訓練 月1回 ・防火責任者 鈴木 俊彦

利用者との関係 ()